


答 申 第 774 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市消防局長
長 岡 賢 二 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三


答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 27 日付け神消警消第 629 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

消防団スマート情報システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 地震や豪雨等の自然災害等の発生時に消防団員がスマートフォンを活用し、災害概要、発生位置、状況写真を LINE 上で防災チャットボット機能により情報を共有しようとする消防団スマート情報システムを導入することは、早期に災害の全体像を把握し、災害対策本部の迅速・的確な判断及び消防団員の安全性の向上に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

消防団スマート情報システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

システムで取扱う情報項目

- ・災害時現場写真データ
- ・撮影日時
- ・撮影場所 (GPS 位置情報)
- ・ID (団員番号)
- ・パスワード
- ・災害概要 (文字入力)